

# J-TripGateway サービス利用規約

楽天コミュニケーションズ株式会社（以下「当社」といいます。）は、「J-TripGateway サービス」（以下「本サービス」といいます。）に係る利用規約（以下「本規約」といいます。）を定め、本規約に従い、本サービスを利用する者（以下「利用者」といいます。）に対し本サービスを提供します。

## 第1条（本サービス）

本サービスは、携帯電話事業者（株式会社 NTT ドコモ）の卸携帯電話サービス契約約款に基づき楽天モバイル株式会社からの利用許諾を受け、当社が貸与するデータ SIM カード（以下、「SIM サービス」といいます。）を用いてデータ伝送役務を提供します。

- 2 当社は、サービス規約を変更することがあります。この場合、本サービスの提供条件は変更後の規約によります。

## 第2条（用語）

この規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
SIM カードの有効期限	SIM カードは利用者利用を開始した日から予め定められた有効期限があります。有効期限は入手したときに SIM カードに添付されています。
端末設備	携帯電話端末であり、当社が貸与する SIM カードのサイズ、種別に対応しているものである必要があります。

## 第3条（本サービスの通信区域）

本サービスの通信区域は、携帯電話事業者の日本国内の通信区域の通りとします。

## 第4条（申込みの条件）

本サービスの利用を申し込む者は、以下のすべての事項に同意するものとします。

- (1) 本規約のすべての条項を遵守し、本サービスを用いた不法行為等を行わないこと
  - (2) 本人確認のために当社が求める必要な書類を提示すること
  - (3) 電波法その他日本国内で適用される法令・規則等を遵守すること
  - (4) 第26条（反社会的勢力の排除）第1項に定める者に該当しないこと
- 2 当社は、端末設備の画面上の表示速度を早くするため、当社が別途定める通信の最適化を行う場合があります。

## 第5条（利用開始手続き）

本サービスの利用開始手続きを行う者は、本規約に承諾の上、SIMカードに添付される当社所定の方法により利用開始の手続きを行うものとします。利用開始の手続きは、日本国内である必要があります。

2 未成年者は、本サービスの契約をすることはできないものとします。

#### **第6条（申込みの承諾）**

当社は、前条の利用開始の手続きがあったときは、受け付けた順序に従って、所定の審査・手続の後、当社が承諾を行った時点で契約が成立するものとします。契約は1つのSIMカードにつき、1つの契約を締結するものとします。

2 本契約が成立しなかった場合でも、本サービスの利用に用いることを意図して貸与を受けたデータSIMカードに要した料金の返金、新たな品との交換はできないものとします。ただし、当社に故意または重過失がある場合には、この限りではありません。

#### **第7条（権利等の譲渡制限等）**

利用者は、本規約に基づいて本サービスの提供を受ける権利およびSIMカードを第三者に譲渡し、または貸与することはできません。

2 利用者は、本サービスを再販売する等、第三者に本サービスを利用させることはできないものとします。

#### **第8条（債権の譲渡）**

当社は、本規約の規定により、利用者が支払いを要することとなった料金その他の債務に係る当社債権の全部又は一部を第三者に譲渡することがあり、利用者はその旨を予め承諾するものとします。

2 第1項に定める第三者は、楽天モバイル株式会社とします。

#### **第9条（SIMカードの使用期間）**

SIMカード毎に、使用期間（SIMカードの有効期限とは異なります。）があります。使用期間は、利用者が設定した日を開始日として、7日目または30日目に使用期間を終了します（以下「当初使用期間」といいます。）。この当初使用期間は、利用者の選択する料金プランにより定めます。

2 前項の規定にかかわらず、利用者が当初使用期間の終了までに第10条に従い有料チャージを行う場合、SIMカードの有効期間を限度として、当初使用期間と同日数、使用期間が延長されるものとします。

3 利用者は、当初使用期間（有料チャージをした場合には、延長後の使用期間）の終了後、SIMカードを一切利用することはできないものとします。

#### **第10条（有料のチャージ）**

有料のチャージを行う利用者は、当該 SIM カードの当初使用期間が終了する前に当社所定の方法により申し込み手続きを行ない、当社がこれを承諾することにより、使用期間を当初使用期間と同日数延長し、当該延長後の使用期間が終了するまで、当該 SIM カードの利用を継続することができます。ただし、期間の延長は 1 度限りとします。なお、当初使用期間の終了後に行われた有料のチャージは使用期間の延長を行わず、当該 SIM カードのデータ通信容量を追加することとします。

- 2 有料のチャージをするためには、当社が別途定める料金の支払いが必要となります。有料のチャージの料金の支払方法は、当社が別途指定するクレジットカード会社の発行するクレジットカードによる決済のみとします。
- 3 有料のチャージは、当社が第 1 項の申し込みを承諾し（当該承諾については第 6 条第 1 項の規定を準用します。）、クレジットカード会社による審査の結果、クレジットカードによる支払が承認された時に成立するものとします。当該承認がなされない場合は、第 1 項の申し込みは無効とします。
- 4 SIM カードの使用期間が終了した場合、または SIM カードの使用期間内に本サービスが廃止された場合でも、当社は、既に支払われた有料のチャージの料金の返金を行いません。
- 5 前項までに定める有料のチャージは、当初使用期間の終了前に限り、最大で 1 日あたり 5 回まで行うことができます。
- 6 当該 SIM カードのデータ通信容量は、当初使用期間若しくは延長後の使用期間を過ぎると利用することができません。
- 7 有料のチャージは、SIM カード毎に行われるため、SIM カードの有効期限の到来又は当初使用期間若しくは延長後の使用期間の終了の際に未使用であったデータ通信容量は他の SIM カードに移動することはできません。

#### 第 11 条（提供の停止、契約の解除）

当社は、利用者が次のいずれかに該当した場合、当該利用者に対して通知を行うことなく、本サービスの提供を停止し、または契約を解除することができるものとします。

- (1) 当社に虚偽の事項を申告したことが判明した場合
  - (2) 本規約の規定に違反した場合または違反するおそれがある場合
  - (3) 本サービスの提供に使用される設備または回線に過大な負荷を与える行為その他当該設備または回線の運用に支障を与える行為をした場合
  - (4) 法律により定められた技術基準へ適合性を有する端末設備以外の端末設備を使用して、本サービスを利用していることが判明した場合
  - (5) 前号に定めるほか、技術上または当社の業務の遂行上著しい支障を及ぼすと当社が判断する行為をした場合
  - (6) 利用者が第 26 条（反社会的勢力の排除）第 1 項に定める者であると当社が認知した場合
- 2 前項に基づく本サービスの提供の停止、または契約の解除により利用者に対して損害が発生しても、当社は一切責任を負いません。

## 第12条（提供中止）

当社は、本サービスの提供に使用される設備または回線に対して保守または工事を行う場合、回線に障害が発生した場合、その他やむを得ない場合は、利用者に対して通知を行うことなく、本サービスの提供を中止することがあります。

- 2 当社は、前項による本サービスの提供の中止により利用者に損害が発生しても、一切責任を負いません。

## 第13条（利用者の義務）

利用者は、本サービスを利用して以下各号の行為を行わないものとします。

- (1) 当社もしくは他者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
- (2) 他者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
- (3) 他者を不当に差別もしくは誹謗中傷し、侮辱し、他者への不当な差別を助長し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為
- (4) 詐欺、児童売買春、預貯金口座および携帯電話の違法な売買等の犯罪に結びつく、または、結びつくおそれの高い行為
- (5) わいせつ、児童ポルノもしくは児童虐待に相当する画像、映像、音声もしくは文書等を送信または表示する行為、またはこれらを収録した媒体を販売する行為、またはその送信、表示、販売を想起させる広告を表示または送信する行為
- (6) 薬物犯罪、規制薬物等の濫用に結びつく、もしくは結びつくおそれの高い行為、未承認もしくは使用期限切れの医薬品等の広告をする行為、またはインターネット上で販売等が禁止されている医薬品を販売等する行為
- (7) 販売または頒布をする目的で、広告規制の対象となる希少野生動植物種個体等の広告を行う行為
- (8) 貸金業を営む登録を受けないで、金銭の貸し付けの広告をする行為
- (9) 無限連鎖講（ネズミ講）を開設し、またはこれを勧誘する行為
- (10) 当社または携帯電話事業者の設備に蓄積された情報を不正に書き換え、または消去する行為
- (11) 他者になりすまして本サービスを利用する行為
- (12) ウイルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信または掲載する行為
- (13) 無断で他者に広告、宣伝もしくは勧誘のメールを送信する行為、または社会通念上他者に嫌悪感を抱かせる、もしくはそのおそれのあるメールを送信する行為
- (14) 他者の設備等またはインターネット接続サービス用設備の利用もしくは運営に支障を与える行為、または与えるおそれのある行為
- (15) 違法な賭博、ギャンブルを行わせ、または違法な賭博、ギャンブルへの参加を勧誘する行為

- (16) 違法行為（けん銃等の譲渡、爆発物の不正な製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫等）を請負し、仲介しまたは誘引（他人に依頼することを含む）する行為
  - (17) 人の殺害現場の画像等の残虐な情報、動物を殺傷、虐待する画像等の情報、その他社会通念上他者に著しく嫌悪感を抱かせる情報を不特定多数の者に対して送信する行為
  - (18) 人を自殺に誘引または勧誘する行為、または他者に危害の及ぶおそれの高い自殺の手段等を紹介するなどの行為
  - (19) その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様または目的でリンクをはる行為
  - (20) 犯罪や違法行為に結びつく、または、そのおそれの高い情報や、他者を不当に誹謗中傷、侮辱したり、プライバシーを侵害したりする情報を、不特定の者をして掲載等させることを助長する行為
  - (21) 自らが利益を得るために本サービス（SIM カードを含みます。）を転売する行為
  - (22) その他、公序良俗に違反し、または他者の権利を侵害すると当社が判断した行為
- 2 利用者は、本サービスの利用およびその結果につき一切の責任を自ら負わなければなりません。利用者は、本サービスの利用に関連して第三者（本サービスにおける他の利用者も含みます。）が損害を被ったことを理由として、当該第三者が訴訟提起をはじめその他の請求等を行った場合（当社に対して請求した場合も含みます。）、自らの費用および責任において請求等を解決し、当社に一切の損害および負担が及ばないようにするものとします。
  - 3 利用者は、当社が指定する端末設備または法令により定められた技術基準に適合している端末設備のみを使用して、本サービスを利用することができます。これ以外の端末設備を使用して本サービスを利用することはできません。
  - 4 利用者は、本サービスを第三者に利用させてはならず、また、本サービスを自らのための用途以外で利用してはなりません。

#### **第14条（本サービスの利用料金）**

利用者は、SIM カードの入手時に定められたプランに従います。有料のチャージにより、追加でデータ通信容量を購入する際には、別に定める方法により利用者が都度購入の手続きをするものとします。また、その利用料金は、当社が別に定める通りとします。

#### **第15条（SIM カード）**

利用者が入手した SIM カードは、当社が利用者に貸与するものであり、譲渡するものではありません。

- 2 利用者は、SIM カードを善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。

- 3 利用者は、SIM カードを利用者以外の第三者に利用させ、貸与し、譲渡し、または売り渡す等してはならないものとします
- 4 利用者による SIM カードの管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等による損害は利用者が負担するものとし、当社は一切責任を負わないものとします。
- 5 利用者の責に帰すべからざる事由により SIM カードが故障した場合に限り、当社の負担において SIM カードの修理若しくは交換（種別の異なる SIM カードの交換はできないものとします。以下同じとします。）をする義務を負います
- 6 利用者は、SIM カードの使用期間の終了後、当社が定める期日までに SIM カードを当社に返却するものとし、当該期日までに返却がなかった場合および破損した場合、当社が別に定める SIM カードの損害金を当社に支払うものとします。
- 7 利用者は、当社の事前の承諾がある場合を除き、SIM カードの分解、損壊、ソフトウェアのリバースエンジニアリングその他 SIM カードとしての通常の用途以外の使用をしてはならないものとします。
- 8 利用者は、当社の事前の承諾がある場合を除き、SIM カードを日本国外に持ち出してはならないものとします。

#### **第16条（責任の制限）**

利用者は、自己の責任において本サービスを利用するものとします。

- 2 当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、本サービスが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、その利用者の損害を賠償します。
- 3 前項の場合において、当社は、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後その状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する本サービスに係る利用者が既に支払い済みの料金を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。
- 4 当社の故意又は重大な過失により本サービスの提供をしなかったときは、前2項の規定は適用しません。
- 5 当社は、本規約に明記したものの他はいかなる場合においても、利用者に対し、何ら義務を負わず、また一切の責任を負担しません。

#### **第17条（無保証）**

当社は、本サービスについて、利用者の利用目的に適合することの保証、および通信速度に関する保証については、何らの保証も行いません。

- 2 本サービスは、最大通信速度を保証するものではなく、通信設備や利用者の端末設備などの状況、他回線との干渉、回線の逼迫状況、端末設備の所在場所などによって、実際に利用可能な通信速度が低下することがあります。

- 3 当社は、利用者が一定時間内に当社所定の基準を超えるトラフィック量を継続的に発生させる場合、および利用者間の公平性を確保する必要がある場合には、通信量や通信速度を制限することがあります。

#### **第18条（利用者情報等の取り扱い）**

当社は利用者に係る情報（申込時又は本サービスの提供中に、当社が利用者に関して取得する氏名、住所、電話番号、メールアドレス、国籍、パスポート番号、その他連絡先に関する情報、生年月日、性別、クレジットカード情報、以下「利用者情報」といいます。）を「個人情報及び特定個人情報の取扱いについて」及びプライバシーポリシーに基づき、適切に取り扱うものとします。

- 2 当社は、利用者情報を、「個人情報及び特定個人情報の取扱いについて」において定めた利用目的の範囲内で取り扱います。
- 3 当社は、前項の利用目的の実施に必要な範囲内で利用者情報の取扱いを委託先に委託することができるものとします。

#### **第19条（情報の配信）**

当社は、利用者に対し、本サービスを利用するに当たり有益であると思われる情報（当社もしくは第三者の提供する商品もしくはサービスに関する広告を含み、本サービスに関連するもの、以下、「お知らせ等」といいます。）を利用者のメールアドレスに配信します。

- 2 当社は、前項の情報のほか、当社が提供する他のサービスの情報を利用者のメールアドレスに配信することがあります。

#### **第20条（本サービスの変更または廃止）**

当社は、本サービスの全部もしくは一部を変更、追加もしくは廃止することができます。この場合、第1条の規定を準用します。

- 2 当社は、前項による本サービスの全部もしくは一部の変更、追加もしくは廃止により利用者に損害が生じたとしても、一切責任を負いません。

#### **第21条（端末設備の取り扱い）**

利用者は、自己の費用と責任において、本サービスの利用にあたり端末設備を正常に稼働するように維持および管理しなければなりません。

#### **第22条（準拠法および裁判管轄）**

本規約の準拠法は、日本法とします。また、本サービスに関して生じた一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### **第23条（優先言語）**

本規約が他の言語に翻訳されたかにかかわらず、本規約の正本は日本語版とし、他の言語に優先するものとします。

#### **第24条（反社会的勢力の排除）**

利用者は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これに準ずる者(以下、「反社会的勢力」という)のいずれでもなく、また、反社会的勢力が経営に実質的に関与している法人等に属する者ではないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

2 当社は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合、何らの催告をすることなく契約を解除することができ、利用者に生じたいかなる損害の賠償も行わないものとします。

- (1) 反社会的勢力に該当すると認められるとき
- (2) 経営に反社会的勢力が実質的に関与していると認められるとき
- (3) 反社会的勢力を利用していると認められるとき
- (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき
- (5) 役員もしくは経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- (6) 自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、脅迫的な言動、暴力および風説の流布・偽計・威力を用いた信用棄損・業務妨害その他これらに準ずる行為に及んだとき

#### **附 則**

本規約は、令和2年3月16日から実施します。